

# 入札説明書

## 大型汎用電子計算機(汎用機)等の借入れ

入札説明書一式	添付様式一式(入札説明書綴じ込みでない)
1 入札説明書	1 適合規格承認申請書(様式1)
2 適合規格承認申請書記載例	2 作業実施証明書(様式2)
3 作業実施証明書記載例	3 保守体制整備証明書(様式3)
4 保守体制整備証明書記載例	4 契約履行実績証明書(様式4)
5 契約履行実績証明書記載例	5 入札書(様式A)
6 入札書記載例	6 委任状(様式B)
7 入札書封緘例	7 見積書(様式C)
8 委任状記載例	8 再度入札辞退届(様式D)
9 見積書記載例	
10 再度入札辞退届記載例	
11 仕様書	
12 契約条項(案)	

令和元年10月

奈良県総務部税務課



# 入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義のある場合は、下記7の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

## 1 公告日

令和元年10月18日（金）

## 2 競争入札に付する調達の内容

### (1) 入札物件

大型汎用電子計算機（汎用機）等の借入れ

### (2) 入札物件の数量及び特質

大型汎用電子計算機（汎用機）等 一式

### (3) 借入期間

令和2年3月1日～令和4年2月28日

### (4) 納入場所

奈良市登大路町30番地 奈良県情報管理棟マシン室（県庁情報管理棟2階）

### (5) その他

入札物件の詳細については、「大型汎用電子計算機（汎用機）等の借入れに係る仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりです。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「01」の「貸貸業務」に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(4) 公告日前5年間に於いて、1年以上の期間、本調達と同種及び同規模の契約を締結したこと

があり、誠実に当該契約を履行した実績がある者であること。

- (5) この公告に示した調達物品を使用するために必要な各種調整作業、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されている者であること。

#### 4 入札参加資格の承認

入札への参加を希望する者は、3の(4)及び(5)を証明する書類として、以下に定める書類（以下「入札参加資格申請書類」という。）を、令和元年11月6日（水）午後5時までに7(1)に示す場所に各1部提出し、入札参加資格の承認を受けなければなりません。

- (1) 適合規格承認申請書（様式1）

仕様書に基づく調達物件としての適否の承認を、適合規格承認申請書により受けなければなりません。記載については別紙適合規格承認申請書記載例のとおりです。

- (2) 作業実施証明書（様式2）

上記(1)で示す適合規格承認申請に係る物品等について、各種調整作業を確実に行うことを証明する書類を提出してください。記載については別紙作業実施証明書記載例のとおりです。

- (3) 保守体制整備証明書（様式3）

上記(1)で示す適合規格承認申請に係る物品等について、契約履行後は仕様書で示すと通りの迅速な保守を行う体制が整備されていることを証明する書類として、保守体制整備証明書を提出してください。記載については別紙保守体制整備証明書記載例のとおりです。

- (4) 契約履行実績証明書（様式4）

落札後の契約に当たって契約保証金の免除を受けようとする場合は、奈良県が同等と認める国又は地方公共団体と締結した2以上の契約について、過去5年間のうち1年以上の期間において、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。記載については別紙契約履行実績証明書記載例のとおりです。

#### 5 入札参加審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者に対し、令和元年11月21日（木）に「入札参加資格承認(非承認)通知書」により審査結果を通知します。
- (2) 入札参加資格非承認通知書を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）以内に上記4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

#### 6 入札方法

- (1) 入札は、1か月当たりの借入金額（物件の調整等に係る経費、操作等の説明に要する経費、技術サポート及び保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 入札者は、所定の入札書（様式A）を作成し、封をしたうえ、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2枚用意してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度入札において最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書（様式C）が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成のうえ、1部用意してください。なお、再度入札を辞退した場合は、随意契約の対象になりません。

## 7 入札書の提出場所等

- (1) 郵送時の入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県総務部税務課管理係（県庁主棟4階）  
電話番号 0742-27-8364（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付期間  
令和元年10月18日（金）から令和元年11月6日（水）まで
- (3) 入札説明会  
実施しません。
- (4) 入開札の日時及び場所  
令和元年11月28日（木） 午後4時  
奈良県情報管理棟電算室（県庁情報管理棟1階）
- (5) 郵便による入札
  - ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「大型汎用電子計算機（汎用機）等の借入れに係る入札書」と朱書して、令和元年11月27日（水）までに到着（必着）するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。
  - イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封緘し、封書の表面に「大型汎用電子計算機（汎用機）等の借入れに係る入札書（初度入札）」及び「大型汎用電子計算機（汎用機）等の借入れに係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」と各々朱書して、令和元年11月27日（水）までに到着（必着）するようにしてください。
  - ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
  - エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

## 8 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金  
免除します。
- (3) 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札  
詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。
  - ア 知事の定める入札条件に違反した入札
  - イ 入札書に記名押印を欠く入札
  - ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
  - エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
  - オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

## 10 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、7(5)に該当する場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。  
ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目の）入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届（様式D）を提出してください。記載については別紙再度入札辞退届記載例のとおりです。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度入札において最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。なお、再度入札を辞退した場合は、随意契約の対象になりません。

## 1 1 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書は、契約条項（案）を基本とし、これを修正して作成するものとします。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額又は削除に係る契約解除等」の条項が入ります。

## 1 2 手続における交渉の有無

有（4で示す入札参加資格承認申請の手続が必要です。）

## 1 3 落札者との契約の不締結等

- (1) 落札者が契約の締結までに(3)の要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しません。
- (2) 契約締結後、契約の相手方が(3)の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (3) 要件については、次のアからクに掲げるとおりです。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たり、上記アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 契約の相手方が本契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 1 4 注意事項

- (1) この借入物品の契約金額の請求については、物品の検査終了後、毎月、物品の使用月の翌月以降に請求書を提出するものとし、県がその支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に該当代金を契約者に支払うものとします。
- (2) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (3) 履行に際しては、担当者と十分打合せのうえ、発注課の指示に従ってください。
- (4) 調整等の作業を行った機器等が完全に作動することを確認のうえ、引き渡してください。
- (5) 調達物品納入設置後の検査については、必要要員を確保し、検査等の立会、また操作方法等の説明を要します。
- (6) 契約終了後の機器についてはすべて落札者に返還するものとします。したがって、固定資産税や廃棄物の処理に関する経費（収集運搬料、処分料等）は落札者による負担とします。
- (7) 落札者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (8) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

## 1.5 その他

- (1) 落札者は、詳細仕様及び納品時期等について、本説明書及び仕様書の記載内容のほか、事前に発注課と充分協議してください。
- (2) 仕様に関する質問等については、次に示す連絡先に電子メール又は、ファックスで行ってください。

質問受付期間は、令和元年11月6日（水）午後5時までとします。質問に対する回答は、令和元年11月13日（水）までに税務課ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/11747.htm>）上に掲示します。

電子メール：zeimu@office.pref.nara.lg.jp（担当：管理係 下原）

ファックス：0742-26-3674

- (3) 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。